

平成 29 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
第 1 回 臨時 会 会 議 録

平成 29 年 6 月 23 日 開 会

平成 29 年 6 月 23 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会



平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会会議録目次

6月23日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 議席の指定	5
○日程第 2 会議録署名議員の指名	5
○日程第 3 会期の決定	5
○日程第 4 選第 1号 御殿場市・小山町広域行政組合議会の副議長の選挙について	5
○日程第 5 管理者提案理由の説明	7
○日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について）	8
○日程第 7 議案第13号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について	10
○日程第 8 議案第14号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
○日程第 9 議案第15号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
○日程第10 議案第16号 高機能消防指令システム延命化事業に伴う情報通信機器の取得について	15
○閉 会	17



平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会会議録

平成29年6月23日（金曜日）

○議事日程

平成29年6月23日 午後1時30分 開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選第 1号 御殿場市・小山町広域行政組合議会の副議長の選挙について
- 日程第 5 管理者提案理由の説明
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について）
- 日程第 7 議案第13号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第14号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第15号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第16号 高機能消防指令システム延命化事業に伴う情報通信機器の取得について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 辻川公子君  | 2番 平松忠司君  |
| 5番 芹沢修治君  | 6番 鈴木豊君   |
| 7番 遠藤豪君   | 8番 本多丞次君  |
| 10番 蘭田豊造君 | 11番 田代耕一君 |
| 12番 梶繁美君  | 13番 神野義孝君 |
| 14番 高畑博行君 |           |

○欠席議員（1名）

3番 勝間田幹也君

○説明のため出席した者

管 理 者 若林洋平君

副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君
会 計 管 理 者	勝 亦 敏 文 君
事 務 局 長	青 山 修 二 君
消 防 長	田 代 佳 丸 君
庶 務 課 長	勝間田 守 正 君
施 設 課 長	佐 藤 暁 将 君
衛 生 セ ン タ ー 所 長	勝間田 邦 雄 君
消 防 次 長 兼 管 理 課 長	村 松 秀 樹 君
予 防 課 長	平 野 利 政 君
消 防 本 部 次 長 兼 警 防 課 長	田 代 公 一 君
通 信 指 令 課 長	谷 中 修 君
御 殿 場 消 防 署 長	勝間田 淳 欣 君
小 山 消 防 署 長	佐 藤 清 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	岩 田 誠 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	志 水 政 満 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	近 藤 雅 信 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝間田 安 彦 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小 山 町 副 町 長	高 橋 利 幸 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	湯 山 博 一 君
小 山 町 住 民 福 祉 部 長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した者

広域総務スタッフ副参事	林 重 樹
広域総務スタッフ主幹	長 田 和 美
広域総務スタッフ副主任	長 島 優 子

○議長（神野義孝君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（神野義孝君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（神野義孝君）

この際、諸般の報告をいたします。

3番 勝間田幹也議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

○議長（神野義孝君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、資料4、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（神野義孝君）

日程第1 「議席の指定」を行います。

今回、小山町議会議員から選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

6番 鈴木 豊議員、7番 遠藤 豪議員、10番 藺田豊造議員、12番 梶 繁美議員、14番 高畑博行議員、以上のとおり指定いたします。

○議長（神野義孝君）

日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において8番 本多丞次議員、10番 藺田豊造議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（神野義孝君）

日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

平成29年第1回臨時会の会期は、本日6月23日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、第1回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（神野義孝君）

日程第4 選第1号「御殿場市・小山町広域行政組合議会の副議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法にいたしましょうか。

(「指名推選」という者あり)

○議長(神野義孝君)

指名推選という発言がありましたので、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(神野義孝君)

御異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(神野義孝君)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

御殿場市・小山町広域行政組合議会副議長に、14番 高畑博行議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました、14番 高畑博行議員を、御殿場市・小山町広域行政組合議会副議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(神野義孝君)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名しました高畑博行議員が副議長に当選されました。

○議長(神野義孝君)

ただいま、副議長に当選されました高畑博行議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、御殿場市・小山町広域行政組合議会副議長に当選されたことを告知いたします。

それでは、14番 高畑博行議員の副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

14番 高畑博行議員

○副議長(高畑博行君)

ただいま御殿場市・小山町広域行政組合議会の副議長に選任されました高畑博行です。



この場をおかりしまして、一言御挨拶申し上げます。

世界遺産の富士山を頂く御殿場市と小山町、この2つの自治体が協力しあって、広域行政の幅広い実践をしていくこと、これが私の切望するところであります。議会としても、当局の皆さん、そして議員の皆さん、力を合わせて、円滑な議事運営が出来ますよう、議長をしっかり支え、努力したい、そのように思っております。

私はまだまだ経験不足の面が多々ございますけれども、精いっぱい努力していく所存でございますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ですが、私の挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

日程第5 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました承認第1号及び議案第13号から議案第16号までの5件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明を申し上げます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は全部で5件あり、承認案1件、予算案1件、条例案2件、契約案1件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

最初に、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴い、去る5月19日に専決処分により、御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第13号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」申し上げます。

今回の補正は歳入のみの補正で、財産売払収入の増額に伴い、市町の負担金を減額するものでございます。

次に、議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、育児休業の期間の延長等の規定について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、雇用保険法等の一部改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号「高機能消防指令システム延命化事業に伴う情報通信機器の取得について」申し上げます。

本案は、高機能消防指令システムの延命化を図るため、一部機器の更新や交換を行うべく、過日、随意契約により仮契約を締結いたしました。が、予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。慎重な御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（神野義孝君）

日程第6 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について）」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、承認第1号について、説明いたします。

資料1 議案書の1ページをお開きください。

本案は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法の一部改正に伴い、去る5月19日に「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を専決処分にて制定したものです。

初めに、改正の概要について説明いたしますので、資料2 議案資料の1ページをお開きください。

本組合では、平成27年10月の番号法の施行に伴い、平成27年9月定例会において「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を制定し、情報提供等記録に関する部分を除き、平成27年10月5日から施行いたしました。

情報提供等記録に関する部分については、番号法の未施行部分と施行日が同一となるよう、番号法で規定する政令で定める日から施行することとしましたが、後の政令により、この施行日は平成29年5月30日となりました。

この間に、独自利用事務における情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報情報の提供について新たに規定する番号法の一部改正がなされ、番号法の未施行部分とともに、平成29年5月30日から施行されることとなりました。

このようなことから、平成29年5月30日に施行となる、「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の未施行部分について、改正法との整合を図るために所要の改正を行ったものです。

それでは、新旧対照表で内容の説明をさせていただきますので、2ページ、3ページをお開きください。

第2条第6号は、番号法では、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報情報の照会や提供をした場合に、この記録を保存することとされていますが、改正法で独自利用事務についてもこれを準用することとされたため、情報提供等記録の定義に準用規定を追加するものです。

第25条第2項は、情報提供等記録に係る訂正の決定をした場合に、その旨を通知すべき対象者に、独自利用事務に係る情報照会者及び情報提供者を追加するものです。

附則で、この条例の施行日は公布の日といたしました。

本条例は、去る5月19日に専決処分で制定させていただき、同日に公布いたしました。

内容の説明は、以上となります。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（神野義孝君）

日程第7 議案第13号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第13号について、説明いたします。

資料3 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条は歳入歳出予算の補正について定めており、歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による旨を定めるものです。

2ページをお開きいただき、「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧いただきたいと思っております。

今回の補正は、歳入のみの補正で、歳入歳出総額に変更はございません。

それでは、歳入について、「歳入歳出予算事項別明細書」の説明欄により説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開きください。

5款2項2目「財産売払収入」の説明欄、「旧RDFセンター用地売払収入」は、足柄スマートインターチェンジのアクセス道となる小山町道の道路改良工事用地として、旧RDFセンター用地のうち844.67㎡を売却するものです。

ページは戻って、8ページ、9ページをお開きください。

1款1項1目負担金の説明欄は、財産売払収入の増額に伴って減額となる市町の負担金です。

内容の説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第13号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

日程第8 議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、議案第14号について、説明いたします。

資料1 議案書の3ページをお開きください。

本案は、人事院規則の改正に合わせて、育児休業の期間の延長等について所要の改正を行うものです。

初めに、改正の概要について説明いたしますので、資料2 議案資料の5ページをお開きください。

今回の改正は、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面、利用ができない場合に、育児休業及び育児短時間勤務が認められるようにするものです。

それでは、新旧対照表で内容の説明をさせていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。

第3条は、育児休業の再度の取得が認められる特別の事情について規定しておりますが、この特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面、その利用ができない場合を加えるものです。

第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について規定しておりますが、この特別の事情として、前条と同様の事情を加えるものです。

第11条は、前回の育児短時間勤務の終了後、1年以内に再度の育児短時間勤務が認められる特別の事情について規定しておりますが、この特別の事情として、第3条及び第4条と同様の事情を加えるものです。

8ページ、9ページをお開きください。

第20条第2項につきましては、文言の整理となります。

附則では、施行日を公布の日とし、平成29年4月1日に遡って適用するものです。

内容の説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

日程第9 議案第15号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、議案第15号について、説明いたします。

資料1 議案書の4ページをお開きください。

本案は、雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、失業者の退職手当の規定について所要の改正を行うものです。

改正の概要について説明いたしますので、資料2 議案資料の10ページをお開きください。

まず、初めに、今回、改正の対象となる失業者の退職手当について説明いたします。

公務員は、一部を除き雇用保険法の適用から除外されていますが、失業者に対する保障は広く行われるべきとの趣旨から、職員が退職後失業している場合で、支給された退職手当の額が失業給付等の額に満たない場合に限り、その差額分を特別の退職手当として支給することとされています。

雇用保険の失業給付は、離職前6か月間の給料の額から算出される給付の日額に、離職の理由や年齢等により定められた給付日数を掛けた額が支給されることとなっていますが、雇用保険法の一部が改正され、離職の理由が一定の条件に該当する場合に給付日数を延長するなど、新たな制度が設けられたこと等に伴い、失業者の退職手当について

改正するものです。

それでは、雇用保険法改正に伴う条例の具体的な改正箇所について説明いたします。

1点目は、離職の理由が一定の条件に該当する場合に給付日数を延長する個別延長給付が創設されたことに伴い、廃職・過員による免職等の特別な事由により退職した者で、①から③に該当する者に特別の退職手当を支給できるよう追加するものです。

2点目は、5年間の暫定措置として、雇用情勢が悪い地域に居住する者を対象に給付日数を延長することとされたため、1点目と同様な支給ができるようにするものです。

3点目は、これまでは、ハローワークの職業紹介を受けた者が、その職業に就くために転居の必要がある場合にのみ、交通費や移転費用等の移転費が支給されていましたが、U・I・Jターンを希望する者を支援し、広域的な職業紹介を促進するため、民間の職業紹介事業者等の紹介により就職する者にも移転費を支給できるようにするものです。

次に、新旧対照表で内容の説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお開きください。

第4条第3号及び第10条第1項は、文言の整理です。

次の14ページ、15ページをお開きください。

同項の第2号も、文言の整理となります。

第10項は、失業給付の給付日数の延長の規定に相当するものです。

個別延長給付の創設に伴い、早期退職者や公務上の傷病等により退職した者のうち難病や災害により離職した者、激甚災害により退職を余儀なくされた者等を対象として追加するものです。

16ページ、17ページをお開きください。

第11項第5号は、失業給付の移転費の規定に相当するもので、ハローワークの紹介により就職する者に限られていた支給対象者を、民間事業者等の紹介により就職する者も対象となるようにするものです。

なお、この改正については、施行日が平成30年1月1日となります。

附則に追加する第6項は、平成34年3月31日までの5年間の暫定措置として、雇用情勢が悪い地域に居住する者を対象に給付日数を延長することとされた規定に相当するものです。

18ページ、19ページをお開きください。

本条例の附則では、第1項で施行日を、第2項及び第3項で経過措置を定めております。

内容の説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神野義孝君）



これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(神野義孝君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(神野義孝君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(神野義孝君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(神野義孝君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(神野義孝君)

これより、議案第15号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(神野義孝君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(神野義孝君)

日程第10 議案第16号「高機能消防指令システム延命化事業に伴う情報通信機器の取得について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長

○消防長(田代佳丸君)

それでは、ただいま議題となりました議案第16号につきまして、内容の説明をいたします。

お手元の資料1の議案書の7ページと、資料2の議案資料20ページ、21ページをお願いします。

本案につきましては、過日6月12日に、株式会社富士通ゼネラルと随意契約により仮契約を締結いたしました。その価格が2,000万円以上でありましたので、条例の定めるところにより議会の議決を経て、本契約を締結いたしたく提案するものでございます。

事業の概要でございますが、議案資料の20ページをお願いします。

本事業は、平成22年3月に運用を開始し、7年を経過いたしました「高機能消防指令システム」の安定的な稼働を確保するため、既に耐用年数が過ぎました「装置の交換」及び「一部構成品の交換」を実施し、システム全体の延命化を図るもので、新たな装置を追加するものではありません。

この「高機能消防指令システム」は株式会社富士通ゼネラルが納入したもので、現在、当該業者により24時間体制で不具合発生等に対する保守管理を行っております。

延命化事業の実施に当たっては、このシステムが、119番受信から出動指令、車両の動態管理などの一連の動作が各署所とのネットワークにより運用され、一つのシステムとなっていることから、技術的にも精通した当該業者でなければ交換作業を行うことができず、性質上、他社の製品の余地はないことから、現有システムの納入メーカーである「株式会社富士通ゼネラル」と随意契約により実施することといたしました。

次に、「高機能消防指令システムの延命化を行う情報通信機器の概要」ですが、21ページ「高機能消防指令システム図」をもとに説明いたしますのでご覧ください。

この図はシステム全体をあらわしたもので、左側の二重線で囲んだ部分は「消防本部通信指令室」に設置している装置、右側の点線で囲んである部分は、「消防車や救急車等の各車両」と「消防署及び各分署」に設置している装置となります。

図の中で、青文字で表記しているものは、「装置そのものを交換」するもので、二重線の通信指令室にあります①の「自動出動指定装置」から点線の消防署及び各分署の⑫を含め、⑬の「多目的表示盤」までの12装置となります。

また、赤文字で表記しているものは、「各装置の構成品の一部を交換」するもので、通信指令室にあります⑭の「指令台のディスプレイ」から消防署及び各分署に設置してあります⑯の「署所設備の無線LANルーター」までの8装置となります。

なお、装置の交換作業を実施する際には、3台の指令台のうち、常に2台を確保するなど、緊急通報の受付業務に支障を及ぼすことなく交換作業が行われるよう、万全な体制を整えて進めてまいります。

納期につきましては、平成30年2月28日となっております。

説明の最後になりますが、この延命化事業を行うことにより、24時間・365日いかなる場合にも停止することなく、市町民の生命・財産を守るシステムとして安定した稼働が図れるものと考えています。

以上で、内容の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第16号「高機能消防指令システム延命化事業に伴う情報通信機器の取得について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 神 野 義 孝

署名議員 本 多 丞 次

署名議員 菌 田 豊 造